

V 国際交流関係

31 国際交流・国際協力等の推進

(総務省，法務省，外務省，国土交通省，観光庁)

【提案の要旨】

- 1 地域レベルでの国際交流・国際協力・多文化共生事業の一層の推進のため、制度の充実及び情報提供等の便宜を図ること。
- 2 中国・ロシア等の外国人観光客の査証発給手続きの簡素化，迅速化を図ること。

【提案の理由】

急速に進展する国際化の中で，国際交流を円滑に推進していくためには，地域における国際交流・国際協力・多文化共生活動の果たす役割がますます重要なものとなっている。

また，在住外国人が増加を続けている中で，外国人が安心して住めるまちづくりが求められている。

さらに，地方公共団体や民間団体においても，国際化のための施設整備や経済，文化等の各種交流事業が年々活発化してきており，国レベルのみならず地方公共団体による直接的な国際協力も求められている。

このような中，地域の国際化が果たす役割の重要性にかんがみ，地域レベルでの国際交流・国際協力・多文化共生事業の一層の推進を図る必要がある。

一方，各県は，地方からの国際化の推進により活力ある地域社会の形成を図ることを目指して，国際定期路線の開設・充実や国際チャーター便の運航促進に積極的に取り組んでいるところである。

国においても，グローバル観光戦略のもと，「外国人旅行者の訪日促進」が図られている。

今後，地方の国際化をさらに進めるためには，外国人観光客が日本へ訪れやすくする環境づくりが必要である。

【提案の具体的内容】

- 1 開発途上国の人材育成等を行う国際人材育成拠点機能の整備や，地域資源・地域経営のノウハウを活かした地方公共団体が行う国際協力事業に対し，ODA資金が活用できる制度の充実を図るほか，国際協力のノウハウや緊急時の多言語での情報の提供などの便宜を図ること。
- 2 海外技術研修員・留学生等の受入れを促進するため，入国手続等の迅速化や簡素化を進めるとともに，奨学金の充実などの総合的な対策を講じること。
- 3 より多くの観光客を誘致するため，中国人及びロシア人観光客に対する査証発給手続きの簡素化，迅速化を図ること。